

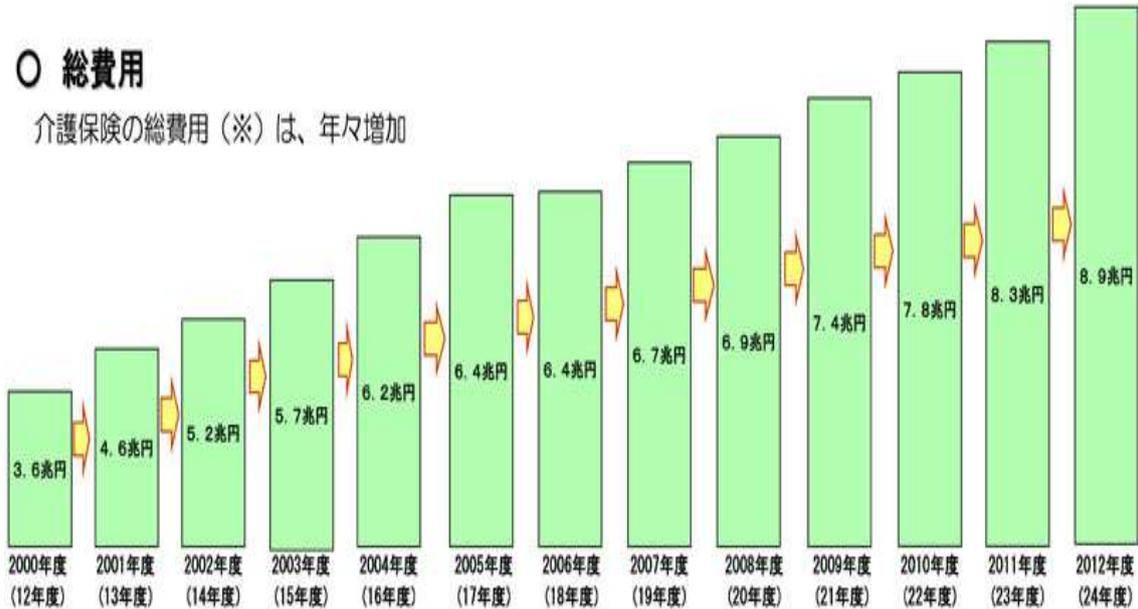
介護財政の仕組み

年金局 年金課 (直通) 03-3595-2864

介護費用と保険料の推移

○ 総費用

介護保険の総費用(※)は、年々増加



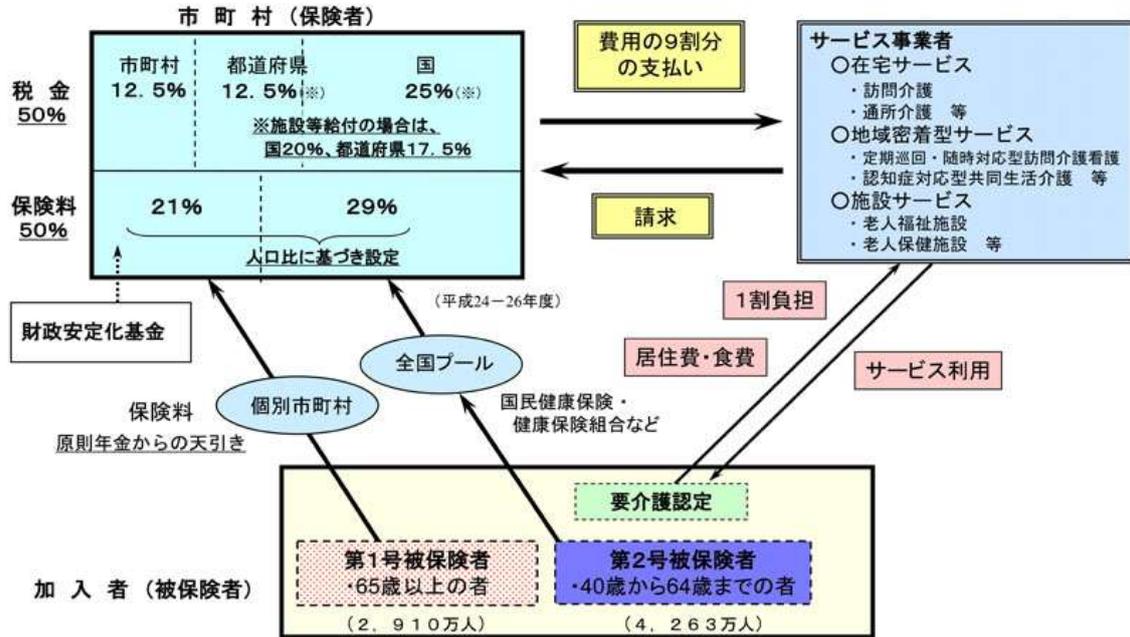
(注) 2000~2010年度は実績、2011・2012年度は当初予算。ただし、2010年度の実績は、東日本大震災の影響により、福島県の5町1村を除いて集計。

※介護保険に係る事務コストや人件費などは含まない(地方交付税により措置されている)。

○ 65歳以上が支払う保険料〔全国平均(月額・加重平均)〕



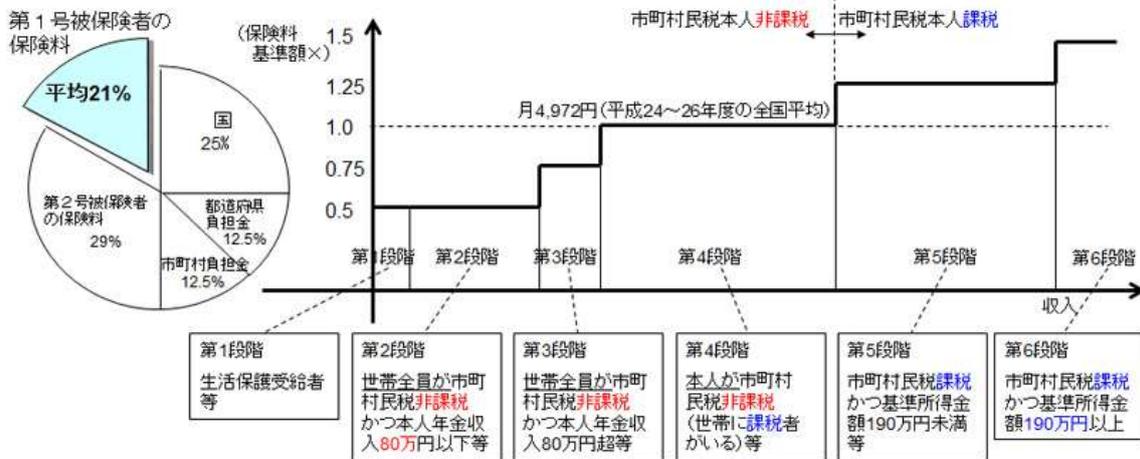
介護保険制度の仕組み



（注）第1号被保険者の数は、「平成22年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成22年度末現在の数（福島県の5町1村を除く。）である。第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成22年度内の月平均値である。

介護保険の保険料（第1号被保険者）

- 市町村（保険者）は、介護保険給付費の約21%に相当する額を第1号被保険者（65歳以上の高齢者）に保険料として賦課。
- 第1号被保険者の保険料は、サービス基盤の整備の状況やサービス利用の見込みに応じて、保険者ごとに設定。
- 低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階別に設定されている。（標準は6段階）

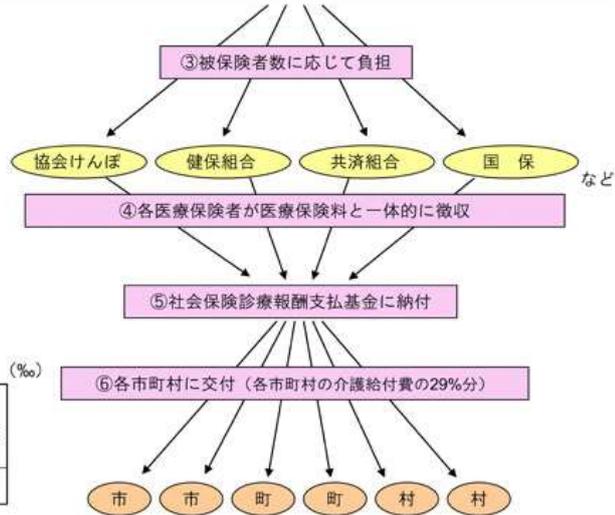


介護保険の保険料（第2号被保険者）

- 40~64歳（第2号被保険者）については、各医療保険者を通じて保険料を徴収。
- 全国ベースで第2号被保険者一人あたりの保険料額を計算し、これを各医療保険者が被保険者数に応じて納付する仕組み。

①第2号被保険者（40~64歳）は給付費の29%を負担

②第2号被保険者一人あたりの保険料額を計算
(介護給付費の29% ÷ 第2号被保険者数 = 第2号被保険者1人あたり保険料額)



(参考) 協会けんぽにおける介護保険料率の推移

14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
10.7	8.9	11.1	12.5	12.3	12.3	11.3	11.9	15.0	15.1	15.5

※平成15年度以降の料率は、総報酬制導入後の料率である。



〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 電話：03-5253-1111（代表）

保険局 国民健康保険課（直通）03-3595-2565